

リンクに関する特約

第1条(適用範囲)

本特約は、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」、「スーパーIC カード特別規定」、「スーパーIC カード Suica 規定」、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」(平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。)、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」(平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。)および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携 IC カード乗車券取扱規則」(2020 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「地域連携 IC カード取扱規則」といい、以下総称して「会員規約等」といいます。)に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、IC カード取扱規則および地域連携 IC カード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第2条(リンクサービス)

「リンク」とは、本件カードと、IC カード取扱規則に定める「記名 Suica(電子マネー取扱規則に定める「IC カード等」のうち記名されたものも含まれます。)」または地域連携 IC カード取扱規則に定める「記名地域連携 IC カード」(以下総称して「記名 Suica 等」といいます。)の情報を関連付ける第 3 条に定める手続き(以下「リンク設定」といいます。)を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス(以下「本サービス」といいます。)を可能にすることをいいます。

- (1)本件カードを決済カードとした記名 Suica 等による「オートチャージに関する特約」に定める「オートチャージサービス」
- (2)その他両社が別に定めるサービス

第3条(設定方法)

1. リンク設定および解除については、会員が本特約を承認かつ同意し、Suica の処理が可能な JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等により行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。
2. リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ両社の承認を得ることが必要です。
 - (1)リンク設定を行う本件カードと記名 Suica 等に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること
 - (2)リンク設定を行う記名 Suica 等が SF 対応であること
 - (3)リンク設定を行う記名 Suica 等が、JR 東日本が別に定める記名 Suica 等ではないこと
 - (4)リンク設定を行う本件カードが他の記名 Suica 等と既にリンクしていないこと
 - (5)リンク設定を行う記名 Suica 等が、株式会社ビューカードが発行するクレジットカード(家族カードを含みます。)または「ビュー Type II 提携カードに関する特約」に定める「ビュー Type II 提携カード」と既にリンクしていないこと
 - (6)リンク設定を行う本件カードおよび記名 Suica 等のいずれも無効なカードでないこと
3. リンクした本件カードおよび記名 Suica 等のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。
4. 両社が必要と認めた場合には、何らの通知、催告なくして本サービスを停止することがあります。

第4条(免責事項)

不可抗力、システム上のトラブル、第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はいかなる責任も負わないこととします。

以上